

県南保健所感染症情報

令和7年 第 12 週

令和7年3月17日 ~ 令和7年3月23日

【発行元】長崎県県南保健所 地域保健課 TEL:0957-62-3289

◇◇定点把握の対象となる5類感染症 発生状況◇◇ (定点当たり患者数)

定点	疾病名	週別 発生状況				国・県・県南 発生状況			基準値			
		県南保健所				第 12 週			警報レベル		注 意 報 レ ベル	
		10 週	11 週	12 週		全国	長崎県	県南保健所	開始	終息		
	インフルエンザ定点	0.25		0.00	0.13	1.98	1.72	0.13		30	10	10
	COVID-19	4.63		4.13	2.75	3.23	3.13	2.75				
小 児 科 定 点	RSウイルス感染症	2.00		1.80	1.80	1.18	2.02	1.80				
	咽頭結膜熱	0.20		0.00	0.40	0.26	0.53	0.40		3	1	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	13.00	警報	17.80	警報 8.60	警報 1.96	1.98	8.60	警報	8	4	
	感染性胃腸炎	2.60		1.40	1.60	9.04	7.70	1.60		20	12	
	水痘	0.00		0.00	0.00	0.32	0.19	0.00		2	1	1
	手足口病	0.00		0.00	0.00	0.04	0.00	0.00		5	2	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	0.00		0.00	0.00	0.67	0.23	0.00		2	1	
	突発性発しん	0.00		0.20	0.00	0.18	0.16	0.00				
	ヘルパンギーナ	0.00		0.00	0.00	0.01	0.00	0.00		6	2	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	0.00		0.00	0.00	0.03	0.05	0.00		6	2	3
眼 科 定 点	急性出血性結膜炎	2.00	警報	7.00	警報 0.00	0.08	0.00	0.00		1	0.1	
	流行性角結膜炎	8.00	警報	5.00	警報 0.00	0.83	0.38	0.00		8	4	
基 幹 定 点	細菌性髄膜炎	0.00		0.00	0.00	0.02	0.08	0.00				
	無菌性髄膜炎	0.00		0.00	0.00	0.03	0.00	0.00				
	マイコプラズマ肺炎	0.00		0.00	0.00	0.27	0.42	0.00				
	クラミジア肺炎(オウム病は除く)	0.00		0.00	0.00	0.01	0.00	0.00				
	感染性胃腸炎(ロタウイルスであるものに限る)	0.00		0.00	0.00	0.20	0.17	0.00				

◇◇全数把握対象感染症 発生状況◇◇ ※報告日掲載 (県作成速報:診断日掲載)

一類感染症	報告なし
二類感染症	報告なし
三類感染症	報告なし
四類感染症	【第13週】重症熱性血小板減少症候群(SFTS) 患者1名(70代・女性)
五類感染症	報告なし

◇◇トピックス・季節情報◇◇

☆令和7年4月7日から急性呼吸器感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられ、定点サーベイランスの対象となります。

急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection:ARI)は、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を呈する病原体による症候群の総称です。飛沫感染等により周囲の方にうつしやすいことが特徴です。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、こうした流行しやすい急性呼吸器感染症の流行の動向を把握すること、また、仮に未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知することが可能となるよう、平時からサーベイランスの対象とするために、感染症法の5類感染症に位置付けることとなり、公衆衛生対策の向上につながると考えられています。

「咳嗽、咽頭、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」を、ARI定点医療機関からの報告対象とします。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス、ライノウイルス、マイコプラズマ肺炎、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。

5類への位置付けは、感染症の発生動向を把握できる体制を整え、住民や医療関係者の皆様へ情報提供するためのものなので、診療上の扱いは何も変わりません。また、医療機関・高齢者施設における面会の考え方にも変更はなく、これまでどおり、感染対策にも留意しながら、面会の機会の確保を可能な範囲で行ってください。ARIが5類感染症に位置付けられることで、就業制限や登校制限の対象とはなりません。インフルエンザ等の個別の感染症について定められている運用についても変更はありません。

ARIの感染予防対策は、マスクの着用を含めた咳エチケットなどの実施(マスクを着用する場合は鼻と口にしっかりフィットさせた状態で着用しましょう。くしゃみや咳だけでなく、普通の会話でも飛沫(しぶき)が飛びます。食事などのマスクを外す場面以外では可能な限りマスクを着用することを推奨します。)、手指衛生(人は無意識に顔を触ることが多く、気づかないうちに鼻や口などの粘膜にウイルスをつけてしまいます。マスクの着用以外にも手指衛生が重要です。手洗いを徹底しましょう。手洗いがすぐにできない場合は、アルコールを使った手指消毒も効果的です。)、日頃からバランスの良い食事や十分な休養をとり、体調を整えることも大切です。換気は1時間に2回以上が効果的です。必ずしも窓を開けての換気が必要なわけではありません。換気扇などの機械設備を活用し、効果的な換気を心がけましょう。